

● 障がい者の就労選択支援について



下牧 一郎 議員

議 令和7年10月開始の「就労選択支援」は、障がい者が主体的に働き方や福祉サービスを選ぶようサポートする新制度である。国は、従来の雇用のミスマッチや事業所による囲い込みなどの課題を打破し、雇用の質の向上、客観的アセスメントによる選択環境の整備、福祉と雇用の分断解消を目指している。

そこで、当事者や家族への確実な周知・案内方法と、アセスメントを担う指定事業所の体制整備及び市の関わり方について伺う。

また、関係機関との連携による共通言語作りと就労目標の上方修正、さらに引きこもりがちな障がい者へのIT技術を活用した在宅就労支援方針について伺う。

理 制度の周知・案内は、福祉健康センターすこやか内の障害者生活支援センターや市社会福祉協議会、サービス等利用計画の定期的な見直し（モニタリング）を通じて行っている。

アセスメントを実施する指定事業所については、市内に事業所のある社会福祉法人九頭竜厚生事業団が指定申請を予定しており、今後体制が整っていく見込み。市としては関係機関と連携して体制整備の支援を積極的に行う。

また、市は就労支援において福祉と労働、企業をつなぐパイプ役を担っており、新制度を踏まえた効果や地域の実情を踏まえた目標設定を行っていく。

引きこもりがちな方への支援は、就労の前段階として、社会とのつながりを少しずつ取り戻すことが重要。オンラインツール等を活用した遠隔での緩やかな社会参加の機会を設け、段階的に就労へつながっていくよう、関係機関と連携して支援に努めていく。

- 法定外公共物に関する、不適切な勝山市の対応について
- 上水道30%値上げ、下水道14%値上げという答申について



山田 安信 議員

議 温泉センターを違法に法定外公共物上に建設している。地権者等からは、「道路のない農地になる」等と指摘されているはずだが、敷地内の通行を認めることが機能移転の措置として認められるのか。いつまでに対策を示すのか。

理 敷地内の赤道（あかみち）は、平成元年当時の開発行為において、区長、農家組合長の同意を得た上で機能移転が完了しており、改めて機能移転の必要はないと捉えている。よって、敷地内の通行を認めることが機能移転の措置とは考えていない。

公道に接していない農地については、将来的にも通行が可能となる手続きを現在進めており、方向性がまとまり次第速やかにお示しする。

議 3月議会でも市独自の支出増と収入減の特別原因を指摘した。浄土寺川ダムの給水人口は何人か。負担金を払い、全く取水していないが、これも水道会計を圧迫する原因の一つだと認めるか。

また、浄土寺川ダム取水権を利用してくらがり谷水系で必要最小限の整備をすると聞いたがこれは間違いか。

理 給水人口は1日あたり約4,500人相当分。市の水源の約80%が地下水であることから、地下水位の影響を受けない水源の一つとして浄土寺川ダムの取水量を確保している。また、くらがり谷水系は法恩寺リゾートエリアへ給水するための事業（※）で、ダム取水権とは別に水利権を取得し整備したものである。

※令和8年3月議会の一般質問答弁では、「くらがり谷水源はリゾートエリアと市街地に給水するための水源として許可を得た」との説明でしたが、正しくは「リゾートエリアに給水するための水源」であったとして、今回の答弁の中で理事者から訂正とお詫びがありました。